

施設命名権者サポート事業について

施設命名権者募集において広告代理店など民間事業者（以下「サポート事業者」という。）の協力を得て、良質な応募が促進され、本市及び提案者が施設命名権導入の際に効率的かつ円滑に取り組める環境を整備するために、施設命名権者サポート事業を用意しています。

1. 施設命名権者サポート事業の概要

- (1) 施設命名権提案者がサポート事業者を指定し、施設命名権の導入が決定した場合には、報奨金を支給します。
- (2) 報奨金については、施設命名権に係る初年度の契約料（消費税込み）に 0.1 を乗じた額（その額が、500 万円を超えるときは、500 万円）とし、その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとします。
- (3) 報奨金の支給は、令和 7 年 9 月 16 日(火)から 11 月 5 日(水)の期間を定めて募集している「令和 7 年度提案型施設命名権者募集」を対象とします。

2. 交付の要件

- (1) 施設命名権提案者により施設命名権導入施設のサポート事業者として指定されていること
- (2) 仙台市の競争入札参加資格を有しており、競争資格者名簿の広告宣伝に登録があること

3. 施設命名権者サポート事業の実施フロー

別添フロー図をご覧ください。

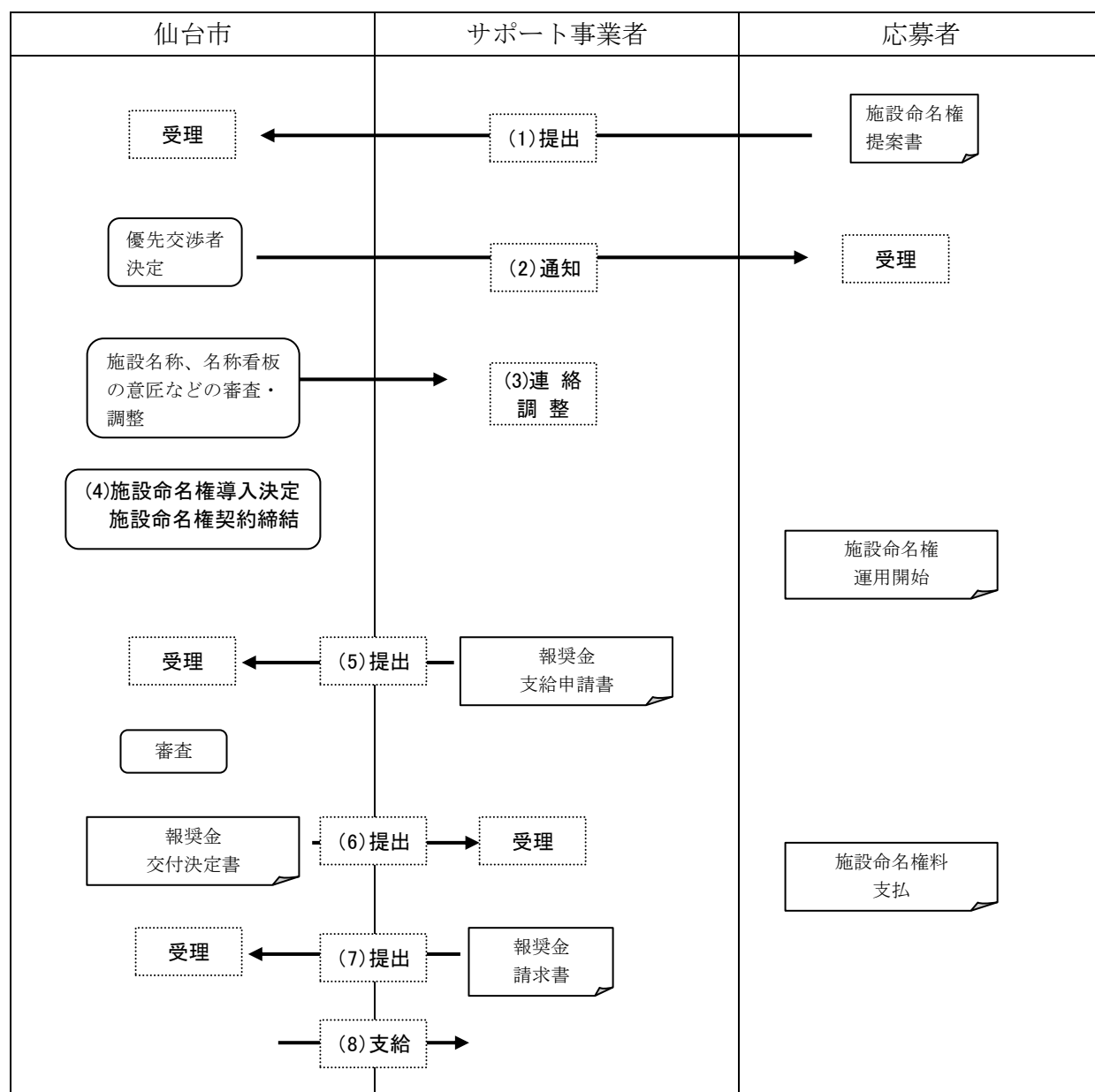
4. 申請・問い合わせ先

担 当：仙台市 財政局 財政部 財政企画課公共施設総合調整係 若生、松林

電 話：022-214-8068（直通）

E-mail：zai003005@city.sendai.jp

施設命名権者サポート事業事務フロー



- (1) 応募者が施設命名権提案書にサポート事業者を記載することにより指定します。
- (2) 仙台市が施設命名権導入の審査を行い、応募者を優先交渉者として決定します。
- (3) 優先交渉者がサポート事業者を指定している場合は、連絡調整の窓口をサポート事業者とします。
- (4) 優先交渉者及び施設名称について市民意見を募集するとともに、サポート事業者と連絡調整のうえ、施設名称、名称看板の意匠などを協議し、契約を締結します。
- (5) 施設命名権の運用開始後、サポート事業者から報奨金の支給申請を受け付けます。
- (6) 交付の審査を行ったうえで、支給決定を通知します。
- (7) サポート事業者から報奨金の請求書を受け付けます。
- (8) 施設命名権料の支払完了確認後、報奨金を支給します。